

第10条（他人の正当な利益等の尊重）

（他人の正当な利益等の尊重）

第十条 第三条各号及び第六条各号に定める公益通報をする者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

1 本条の概要

本条は、法第3条各号及び法第6条各号に定める公益通報をする労働者等に対し、他人の正当な利益等を尊重するよう努力義務を規定するものである。

2 本条の趣旨

本法が定める「公益通報」は、国民の生命、身体、財産等の利益の保護に関わる法令に違反する犯罪行為やその他の法令違反行為を通報するものであり、国民生活の安定や社会経済の健全な発展という公益に資するものである。

しかし、公益通報に際して、例えば、

- ・ 取引先事業者の営業秘密
- ・ 顧客の個人情報・信用情報
- ・ 国の安全に関わる情報

などが併せて通報された場合や、窃盗などの犯罪行為が行われた場合には、他人の正当な利益や公共の利益が害されることも考えられる。

また、軽率に報道機関等のその他の外部通報先に通報した場合には、その内容や通報先の対処の仕方によっては名指しされた事業者やその従業員、取引先事業者等に回復し難い信用上の損害を与える可能性もある。

このため、公益通報者といえども、可能な限り、他人の正当な利益や公共の利益にも配慮すべきと考えられることから、本条は、本法による保護の対象となる公益通報をする労働者等は、他人の正当な利益又は公共の利益を侵害することのないように努めるべきことが規定されたものである。

もともと、個々の事例によっては、他人の正当な利益や公共の利益を全く害さずに通報することが非常に困難な場合もあり得ると考えられることから、本条は努力義務にとどめ、法的義務とはされていないところである。

なお、本条は、原始法の法案の検討に当たって行われた「公益通報者保護法案（仮称）の骨子（案）」に対する意見公募手続において、「取引事業者の営業秘密や個人情報を公表した場合には、通報者も損害賠償責任等を免れないこととすべき」との意見があったことを踏まえ、置くこととされたものである。

○ 通報が他人の正当な利益を著しく害すると認定した裁判例

[参考] 東京地裁平成13年12月26日判決（コニカ（東京事業場日野）事件）

「原告は、上司に社内の機密を漏えいすると発言し、上司から注意を受けたにもかかわらず、この発言の撤回を拒否したが、このような原告の言動は、同業他社との間で製品開発や販売活動などにおいて激しい競争を展開する大手カメラフィルムメーカーである被告の業務に大きな損害を与えるおそれがあるものであり、このような状況下で原告に責任ある仕事を任せるとは困難といわざるを得ない。そして、原告は、実際にも、被告のPS版事業の譲渡に関する重要な経営情報を外部にもらした……。さらに、原告は、自らの労働問題の交渉を有利に進めるため、被告の最高意思決定機関である株主総会において、株主権の行使と称して執拗に質問を繰り返したり、他の株主と口論したり、威圧的な言動を行うなどして議事を妨害した。これら一連の原告の行為は、いずれも被告の正当な業務を著しく妨害し、または妨害しようとするものである。」

3 その他

なお、国会での原始法の法案審議の際、衆・参双方の内閣委員会において原始法に対する附帯決議が行われ、いずれの決議でも、本条の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう十分留意することが求められたところである。

○ 関連決議

[参考] 衆議院内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年5月21日）

4 他人の正当な利益等の尊重の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう、十分留意すること。

[参考] 参議院内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年6月11日）

2 他人の正当な利益等の尊重の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう、十分留意すること。